

炭酸飲料の日本農林規格の見直しについて（案）

平成16年12月21日

農 林 水 産 省

1 見直しの趣旨

JAS法第9条の2の規定及び平成13年11月に農林物資規格調査会で決定した「JAS規格の制定・見直しの基準」に基づき、炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年6月27日農林省告示第567号）について、「原材料の増量材的使用の制限、まがい物の防止等消費者に良質な製品を提供する観点及び食品添加物の使用を必要最小限とする等消費者ニーズの変化に対応した製品を提供するという観点」から所要の見直しを行う。

2 見直しの結果

炭酸飲料の日本農林規格について、

- (1) 果実又は果汁を印象づける色及び香りをつけた製品について、ガス内圧力の規格値を引き上げること
- (2) 製品の多様化に対応して、「可溶性固形分」及び「糖類」の基準を削除すること
- (3) 食品添加物の保存料、酸化防止剤及び乳化剤について、使用できる添加物をポジリスト化すること

等の改正を行う。

炭酸飲料の日本農林規格の見直しについて

見直し基準 2 (1) ① (廃止の是非を検討するに当たっての基準)

<p>ア 製造業者等が限定され、製品の種類ごとの品質に大きな格差が認められなくなっている農林物資の規格</p>	<p>該当せず (製造業者は72社)</p>
<p>イ 見直しを行う年度の過去2ヶ年度の小売販売額の平均値が、見直しを行う年度の4年度前の小売販売額に比べ著しく低下している農林物資の規格</p>	<p>該当せず (小売販売額は17%減少)</p>
<p>ウ 一の都道府県以外では格付されなくなった農林物資の規格</p>	<p>該当せず (複数の都道府県で格付)</p>
<p>エ 格付率が著しく低い規格</p>	<p>該当せず (格付率73%)</p>

廃止の是非を検討するに当たっての基準に該当しないため、改正又は確認の方向で検討した。

炭酸飲料の日本農林規格の改正概要

1 定義の変更

(定義)

用 語	改 正 案	現 行
炭酸飲料	次に掲げる液体飲料をいう。 ただし、果実飲料の日本農林規格（平成10年7月22日農林水産省告示第1075号）の適用のある果実飲料を除く。 1 飲用適の水（単に以下「水」という。）に二酸化炭素を圧入したもの 2 [略]	次に掲げる液体飲料をいう。 ただし、果実飲料の日本農林規格（昭和45年9月14日農林省告示第1379号）の適用のある果実飲料を除く。 1 飲用適の水（以下「水」という。）に二酸化炭素を圧入したもの 2 1に甘味料、酸味料、フレーバリング等を加えたもの

(改正内容)

- ・引用する果実飲料JAS規格の告示番号を直近のものに改める。

2 規格項目の変更

項 目	改 正 案	現 行
可溶性固形分	[削る。]	<u>3%以上であること。ただし、糖類を加えてないものにあつては、この限りでない。</u>
糖 類	[削る。]	<u>砂糖、ぶどう糖、果糖、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖、高果糖液糖、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖、砂糖混合高果糖液糖、イソマルトオリゴ糖、ガラクトオリゴ糖、キシロオリゴ糖、ニゲロオリゴ糖、パラチノース及びフラクトオリゴ糖以外のものを加え</u>

項目	改正案	現行
糖類（続き）		<u>ていないこと。</u>
保存料	<u>安息香酸ナトリウム及びパラオキシ安息香酸ブチル以外のものを使用していないこと。</u>	（規定なし）
酸化防止剤	<u>L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム以外のものを使用していないこと。</u>	（規定なし）
乳化剤	<u>シヨ糖脂肪酸エステル及びグリセリン脂肪酸エステル以外のものを使用していないこと。</u>	（規定なし）

（改正理由）

- ・「可溶性固形分」については、低カロリー商品等の製品の多様化に伴い炭酸飲料の品質指標としては適切でなくなったため。
- ・「糖類」については、製品の味のバリエーションを拡げるものであり、これを限定することが良い炭酸飲料とはならないと考えられるため、その使用を限定するポジティブリストを削除した。
- ・食品添加物については、その使用を必要最小限とする観点から、「保存料」、「酸化防止剤」及び「乳化剤」をポジティブリスト化した。

3 使用原材料に関する規定の変更

水	[略]	原材料として使用する水は、遊離塩素を除去したものでなければならない。
二酸化炭素	<u>使用する二酸化炭素の純度は、99.95%（容容）以上のものでなければならない。</u>	（規定なし）
砂糖	使用する砂糖の灰分は、電導度測定法により測定して <u>0.03%</u>	使用する砂糖の灰分は、電導度測定法により測定して

砂糖（続き）	（無水物換算）以下でなければならない。	0.05%（液糖にあつては、無水物換算して0.05%）以下でなければならない。
異性化液糖	使用する異性化液糖の灰分は、電導度測定法により測定して0.015%（無水物換算）以下でなければならない。	（規定なし）
原材料	[削る。]	使用する原材料のうち、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第7条第1項の規定に基づく日本農林規格が制定されているものにあつては、当該日本農林規格による格付が行われたものでなければならない。ただし、輸入品の原材料として使用する場合等やむを得ない場合には、当該日本農林規格に適合するものとすることができる。

（改正理由）

- ・良質な製品を提供する観点から、原料として使用する二酸化炭素の純度を高くする等の改正を行う。
- ・使用する原材料のうちJAS規格があるものは、JAS品を使用する旨の規定は、規格見直しの基準に従い削除する。

4 測定方法の変更

改正案	現 行
第4条 前条の規格におけるガス内圧力の測定方法は、20℃において、ガス内圧計を用いて試料のガス内圧力を測定するものとし、 <u>試料をガス内圧計に固定した後、一度ガス内圧計の活栓を開いてガスを抜き、再び活栓を閉じ、ガス内</u>	第4条 前条の規格におけるガス内圧力及び可溶性固形分の測定方法は、 <u>次のとおりとする。</u>

測定方法の変更（続き）

改 正 案	現 行						
<p><u>圧計を振り動かして指針が一定の位置に達したときの値をMPaで表すものとする。</u></p> <p>[表を削る。]</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事項</th> <th style="text-align: center;">測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ガス内圧力</td> <td>20℃において、ガス内圧計を用いて試料のガス内圧力を測定するものとし、一度ガス内圧計の<u>活せん</u>を開いてガスを抜き、再び<u>活せん</u>を閉じ、<u>びん</u>を振り動かして指針が一定の位置に達したときの値を kg/cm^2 で表わす。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">可溶性固形分</td> <td>20℃における糖用屈折計の示度とする。</td> </tr> </tbody> </table>	事項	測定方法	ガス内圧力	20℃において、ガス内圧計を用いて試料のガス内圧力を測定するものとし、一度ガス内圧計の <u>活せん</u> を開いてガスを抜き、再び <u>活せん</u> を閉じ、 <u>びん</u> を振り動かして指針が一定の位置に達したときの値を kg/cm^2 で表わす。	可溶性固形分	20℃における糖用屈折計の示度とする。
事項	測定方法						
ガス内圧力	20℃において、ガス内圧計を用いて試料のガス内圧力を測定するものとし、一度ガス内圧計の <u>活せん</u> を開いてガスを抜き、再び <u>活せん</u> を閉じ、 <u>びん</u> を振り動かして指針が一定の位置に達したときの値を kg/cm^2 で表わす。						
可溶性固形分	20℃における糖用屈折計の示度とする。						

（改正理由）

- ・可溶性固形分が測定項目から削除されることにより、当該規格の測定項目は、ガス内圧力の1項目のみとなる。測定項目が1つしかない規格の測定方法の記載は、表形式としないため改める。
- ・圧力の単位を計量法に基づく単位に改める。

5 別表の変更

改 正 案		現 行	
区 分	ガス内圧力	区 分	ガス内圧力
第2条の表の炭酸飲料の項の1に掲げるもの	0.29MPa以上であること。 (※ 3.0kg/cm^2)	第2条の表の炭酸飲料の項の1に掲げるもの	3.0kg/cm^2 以上であること。
第2条の表の炭酸飲料の項の2に掲げるもの	(1) 果汁、果実ピューレー、乳又は乳製品を加 0.07MPa以上であること。 (※ 0.7kg/cm^2)	第2条の表の炭酸飲料の項の2に掲げるもの	(1) 果汁、果実ピューレー、乳又は乳製品を加 0.2kg/cm^2 以上であること。

別表の変更（続き）

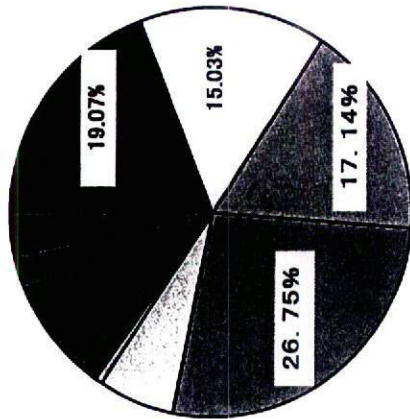
改 正 案		現 行	
	<p>えたもの並 びに果汁又 は果実ピュ ーレーを加 えずに果実 又は果汁を 印象づける 色及び香り をつけたも の</p>		<p>たもの</p>
	<p>[削る。]</p>	<p>[削る。]</p>	<p>(2) 果実又は 果汁を印象 づける色及 び香りをつ けたもの</p>
	<p>(2) (1)以外の もの</p>	<p>0. 1 0 M P a 以 上であること。 (※1.0k g / c m²)</p>	<p>(3) (1)及び(2) 以外のもの</p>
			<p>0. 7 k g / c m² 以上であること。</p>
			<p>1. 0 k g / c m² 以上であること。</p>

(改正理由)

- ・果汁、乳製品等を使用した製品のガス内圧力が、現行基準より高いことから、基準値を引き上げる。
- ・圧力の単位を計量法に基づく単位に改める。

各種飲料の生産量

1999年



炭酸飲料

果実飲料

コーヒー飲料等

茶系飲料

ミネラルウォーター

豆乳等

トマトジュース

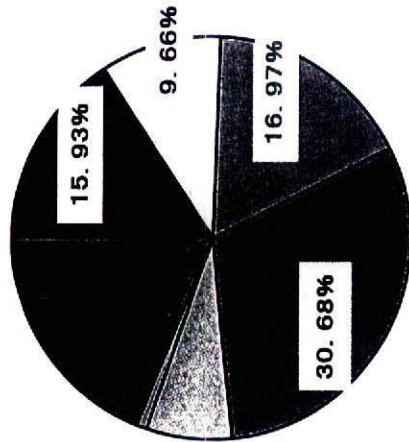
その他野菜飲料

スポーツドリンク

乳性飲料

その他清涼飲料

2003年



炭酸飲料

果実飲料

コーヒー飲料等

茶系飲料

ミネラルウォーター

豆乳等

トマトジュース

その他野菜飲料

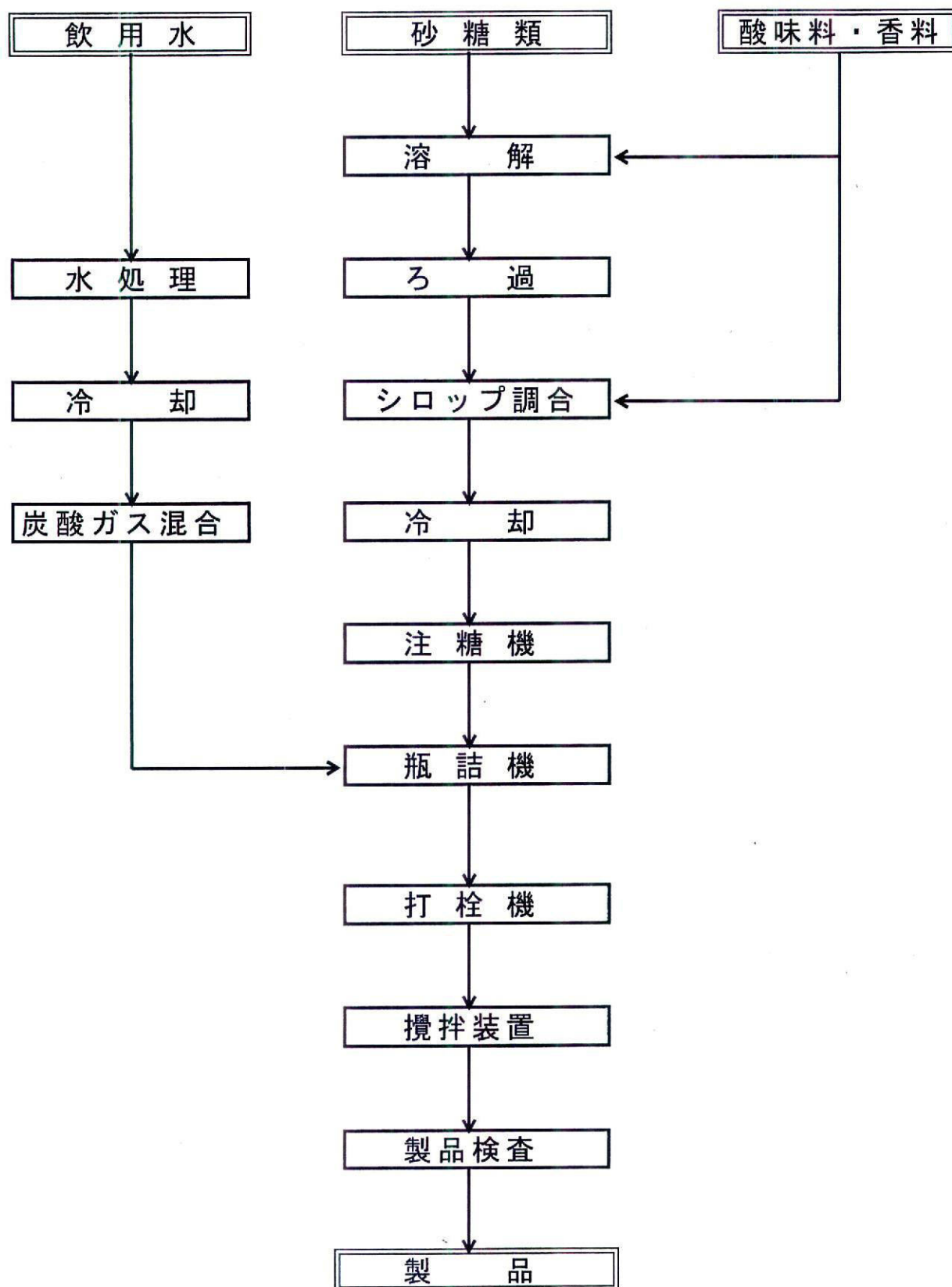
スポーツドリンク

乳性飲料

その他清涼飲料

	1999年	2003年
炭酸飲料	2,892,000	2,575,000
果実飲料	2,280,000	1,562,000
コーヒー飲料等	2,600,000	2,743,000
茶系飲料	4,057,000	4,959,000
ミネラルウォーター	956,400	1,133,000
豆乳等	45,500	128,000
トマトジュース	90,000	62,000
その他野菜飲料	154,000	202,000
スポーツドリンク	1,156,000	1,439,000
乳性飲料	446,000	515,000
その他清涼飲料	490,000	844,000
計	15,166,900	16,162,000

炭酸飲料の製造工程



改	正	案	行
炭酸飲料の日本農林規格 (適用の範囲) 第1条 [略] (定義) 第2条 [略]	炭酸飲料の日本農林規格 (適用の範囲) 第1条 [略] (定義) 第2条 [略]	炭酸飲料の日本農林規格 (適用の範囲) 第1条 この規格は、炭酸飲料に適用する。 (定義) 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	炭酸飲料の日本農林規格 (適用の範囲) 第1条 この規格は、炭酸飲料に適用する。 (定義) 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。
用語	用語	定義	定義
炭酸飲料	炭酸飲料	次に掲げる液体飲料をいう。ただし、果実飲料のある果実飲料を除く。 2.2日農林水産省告示第1075号)の適用のある果実飲料を除く。 1 飲用適の水(以下「水」という。)に二酸化炭素を圧入したもの	次に掲げる液体飲料をいう。ただし、果実飲料の日本農林規格(昭和45年9月14日農林省告示第1379号)の適用のある果実飲料を除く。 1 飲用適の水(以下「水」という。)に二酸化炭素を圧入したもの 2 1に甘味料、酸味料、フレーバリング等を加えたもの
フレーバリング	フレーバリング	[略]	炭酸飲料に香り又は味をつけるため使用する次に掲げるものをいう。 1 香料 2 果汁又は果実ピューレー 3 植物の種実、根茎、木皮、葉、花等又はこれらからの抽出物 4 乳又は乳製品
(規格)			
第3条 炭酸飲料の規格は、次のとおりとする。			
区分	区分	基準	基準
「削る。」	性状	[略]	1 色が良好であること。 2 清涼感のある香気を有し、かつ、異味異臭がないこと。 3 フレーバリング以外に起因する混濁及び沈び沈がないこと。 4 二酸化炭素の溶和が良好であり、かつ、微細な気泡が持続的に出ること。
	ガス内圧力	[略]	別表に適合するものであること。 3%以上であること。ただし、糖類を加えていないものにあつては、この限りでない。
	[削る。]	[削る。]	
	[削る。]	[削る。]	
保存料	保存料	安息香酸ナトリウム及びパラオキシ安息香酸ブチル以外のものを使用していないこと。	砂糖、ぶどう糖、果糖、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖、高果糖液糖、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖、砂糖混合高果糖液糖、イソマルトオリゴ糖、ガラクトオリゴ糖、キシロオリゴ糖、ニグロオリゴ糖、パラチノース及びフラクトオリゴ糖以外のものを加えていないこと。
酸化防止剤	酸化防止剤	L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム以外のものを使用していないこと。	
乳化剤	乳化剤	ショ糖脂肪酸エステル及びグリセリン脂肪酸エステル以外のものを使用していないこと。	

異 内 容 量 [削る。]	[略]	異 内 容 量 表示量に適合しているものであること。 1 次の事項を一括して表示してあること。 (1) 品名 (2) 原材料名 (3) 内容量 (4) 賞味期限 (品質保持期限) (5) 保存方法 (6) 製造業者又は販売業者 (輸入品にあつては、輸入業者) の氏名又は名称及び住所 2 輸入品にあつては、1に規定するもののほか、原産国名を一括して表示してあること。 3 1の(3)に掲げる事項については、びん詰の炭酸飲料にあつては、省略することができる。 4 1の(4)に掲げる事項については、びん詰の炭酸飲料にあつては、省略することができる。 5 1の(5)に掲げる事項については、びん詰の炭酸飲料にあつては、4の規定により1の(4)に掲げる事項を省略する場合には、省略することができる。 表示の方法 1 表示事項の項の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 「炭酸飲料」と記載すること。ただし、炭酸飲料であることが明らかに識別できる他の適切な名称を記載してもよい。 (2) 原材料名 次のアからウの順に、それぞれアからウまでに規定するところにより記載すること。ただし、印刷びん詰の炭酸飲料でその品質に関する表示をふたにするもの (以下「印刷びん詰炭酸飲料」という。) のうち、法令の規定等により表示すべき事項が多く、かつ、ふた以外の部分にこれらの事項を表示することが困難であると認められるものにあつては、アに規定する表示を省略することができる。 エ 食品添加物以外の原材料は、次に規定するところにより記載すること。 (イ) 使用したものを多いものから順にその固有の名称を記載すること。ただし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」 1と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」 1と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。 (ロ) 印刷びん詰炭酸飲料以外の炭酸飲料について、記載する糖類の名称が2種類以上となる場合は、(イ)の規定にかかわらず、「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と多いものから順に記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「
[削る。]	[削る。]	表示の方法 1 表示事項の項の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 「炭酸飲料」と記載すること。ただし、炭酸飲料であることが明らかに識別できる他の適切な名称を記載してもよい。 (2) 原材料名 次のアからウの順に、それぞれアからウまでに規定するところにより記載すること。ただし、印刷びん詰の炭酸飲料でその品質に関する表示をふたにするもの (以下「印刷びん詰炭酸飲料」という。) のうち、法令の規定等により表示すべき事項が多く、かつ、ふた以外の部分にこれらの事項を表示することが困難であると認められるものにあつては、アに規定する表示を省略することができる。 エ 食品添加物以外の原材料は、次に規定するところにより記載すること。 (イ) 使用したものを多いものから順にその固有の名称を記載すること。ただし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」 1と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」 1と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。 (ロ) 印刷びん詰炭酸飲料以外の炭酸飲料について、記載する糖類の名称が2種類以上となる場合は、(イ)の規定にかかわらず、「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と多いものから順に記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「

砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。

(ウ) 印刷びん詰炭酸飲料の場合には、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」及び「高果糖液糖」にあつては「液糖」と、「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」及び「砂糖・高果糖液糖」にあつては「砂糖・液糖」とすることができる。

イ 食品添加物にあつては、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号第5条第1項第1号ホ及び第2号、第9項並びに第10項の規定に従い記載すること。

ウ 原材料として水及び二酸化炭素以外のものを使用している炭酸飲料にあつては、水の表示は、省略することができる。

(3) 内容量

内容重量又は内容体積を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラムの単位で、内容体積はミリリットル又はリットルの単位で、単位を明記して記載すること。

(4) 賞味期限（品質保持期限）

賞味期限（品質保持期限）（容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従つて保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分保持しうると認められる期限をいう。以下同じ。）を、次に定めるところにより記載すること。

ア 次の例のいずれかにより記載すること。

(イ) 平成8年10月

(ロ) 8. 10

(ハ) 1996. 10

(ニ) 96. 10

(ホ) 0810

(ヘ) 9610

イ アの規定にかかわらず、次の例のいずれかにより記載することができる。

(イ) 平成8年10月1日

(ロ) 8. 10. 1

(ハ) 1996. 10. 1

(ニ) 96. 10. 1

(ホ) 081001

(ヘ) 961001

(5) 保存方法

製品の特性に従つて、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。

2 表示事項の項の1に規定する事項の表示は、印刷びん詰炭酸飲料以外の炭酸

	飲料にあつては、別記様式により、炭酸飲料の容器の景や寸法又は送り状にしてあること。
	3 印刷びん詰炭酸飲料に係る表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する 5.5 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。
表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していいこと。 (1) 純正、ピュア—その他純粋であることを示す用語 (2) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語 (3) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

2 原材料として使用する水は、遊離塩素を除去したものでなければならぬ。

3 使用する砂糖の灰分は、電導度測定法により測定して 0.05% (蔗糖にあつては、無水物換算して 0.05%) 以下でなければならぬ。

4 使用する原材料のうち、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第7条第1項の規定に基づく日本農林規格が制定されているものにあつては、当該日本農林規格による格付が行われたものでなければならぬ。ただし、輸入品の原材料として使用する場合はやむを得ない場合には、当該日本農林規格に適合するものとするができる。

(測定方法)

第4条 前条の規格におけるガス内圧力及び可溶性固形分の測定方法は、次のとおりとする。

事項	測定方法
ガス内圧力	20℃において、ガス内圧計を用いて試料のガス内圧力を測定するものとし、二度ガス内圧計の活せんを開いてガスを抜き、再び活せんを閉じ、びんをふり動かして指針が一定の位置に達したときの値を $k\text{ g/cm}^2$ で表わす。
可溶性固形分	20℃における糖用屈折計の示度とする。

別表

区分	分	ガス内圧力
第2条の表の炭酸飲料の項の1に掲げるもの		3.0 k g/cm^2 以上であること。
第2条の表の炭酸飲料の項の2に掲げるもの	(1) 果汁、果実ピューレー、乳又は乳製品を加えたもの	0.2 k g/cm^2 以上であること。
	(2) 果実又は果汁を印象づける色及び香りをつけたもの	0.7 k g/cm^2 以上であること。

	[削る。]
	[削る。]

2 [略]

3 使用する二酸化炭素の純度は、 99.95% (容容) 以上のものでなければならぬ。

4 使用する砂糖の灰分は、電導度測定法により測定して 0.03% (無水物換算) 以下でなければならぬ。

5 使用する異性化液糖の灰分は、電導度測定法により測定して 0.015% (無水物換算) 以下でなければならぬ。

[削る。]

(測定方法)

第4条 前条の規格におけるガス内圧力の測定方法は、20℃において、ガス内圧計を用いて試料のガス内圧力を測定するものとし、試料をガス内圧計に固定した後、一度ガス内圧計の活せんを開いてガスを抜き、再び活せんを閉じ、ガス内圧計を振り動かして指針が一定の位置に達したときの値を MPa で表すものとする。

[削る。]

別表

区分	分	ガス内圧力
第2条の表の炭酸飲料の項の1に掲げるもの		0.29 MPa 以上であること。
第2条の表の炭酸飲料の項の2に掲げるもの	(1) 果汁、果実ピューレー、乳又は乳製品を加えたもの並びに果汁又は果実ピューレーを加えずに果実又は果汁を印象づける色及び香りをつけたもの	0.07 MPa 以上であること。
	[削る。]	[削る。]

(2) (1)以外のもの

0.10MPa以上であること。

(3) (1)及び(2)以外のもの

1.0kg/cm²以上であること。

[削る。]

別記様式

品名
原材料名
内容量
賞味期限
保存方法
原産国名
製造者

[削る。]

- 備考
- 1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。
 - 2 表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150cm²以下のものにあつては、日本工業規格Z8305(1962)に規定する6ポイントの活字以上の大きさの活字とすることができ。
 - 3 賞味期限をこの様式に従い表示することが困難な場合には、様式の賞味期限の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。この場合において、保存方法についても、この様式の保存方法の欄に記載箇所を表示すれば、賞味期限の記載箇所に近接して記載することができる。
 - 4 この様式中「賞味期限」とあるのは、これに代えて「品質保持期限」と記載することができる。
 - 5 保存方法の表示を省略するものにあつては、この様式中「保存方法」を省略すること。
 - 6 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中「製造者」を「販売者」とすること。
 - 7 輸入品にあつては、6にかかわらず、この様式中「製造者」を「輸入者」とすること。
 - 8 輸入品以外のものにあつては、この様式中「原産国名」を省略すること。
 - 9 この様式は、たて書とすることができる。
 - 10 製造業者又は販売業者(輸入品にあつては、輸入業者)の氏名又は名称及び住所をこの様式に従い表示することが困難な場合には、2に規定する文字の大きさより大きな文字で他の箇所に記載することができる。